⑷手形番号　ＡＶＺ85903
金額　493,752円
支払期日　平成23年５月31日
振出日　平成23年２月28日
振出地　東京都千代田区
振出人　宮城いすゞ自動車株式会社　代表取締役　風張　光久
⑶及び⑷の支払地は⑵の記載に同じ
⑷の支払場所は⑵の記載に同じ
⑵～⑷の最終所持人は⑴の記載に同じ

平成２３年（へ）第１１４号

東京都文京区湯島３丁目26番９号
申立人　山富商事株式会社
代表者代表取締役　武富　邦昭
申立人代理人弁護士　福井　　琢
同　　小林　利男
権利を争う旨の申述の終期　平成23年10月４日
平成23年10月５日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ243595
金額　253,418円
支払期日　平成23年７月31日
支払地　東京都台東区
支払場所　株式会社みずほ銀行上野支店
振出日　平成23年４月15日
振出地　東京都文京区
振出人　山富商事株式会社　代表取締役　武富　邦昭
受取人　イナバインターナショナル株式会社
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第１１５号

東京都目黒区青葉台３丁目６番28号
申立人　株式会社アイ・エム・ジェイ
代表者代表取締役　廣田　武仁
申立人代理人弁護士　飯島　　歩
同　　下地　麻貴
権利を争う旨の申述の終期　平成23年10月４日
平成23年10月５日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＦＫ94205
金額　5,000,000円
支払期日　平成23年７月31日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行本店
振出日　平成23年４月26日
振出地　東京都中央区
振出人　リコージャパン株式会社　代表取締役　畠中　健二
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＦＫ94206
金額　1,948,335円
⑵の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２３年（へ）第１１６号

福井県福井市開発３丁目3302番地
申立人　有限会社共栄建機リース
代表者代表取締役　福島　敏栄
権利を争う旨の申述の終期　平成23年10月４日
平成23年10月５日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＯＬ66366
金額　590,000円
支払期日　平成23年７月20日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社北陸銀行東京支店
振出日　平成23年３月22日
振出地　東京都千代田区
振出人　飛島建設株式会社　取締役社長　篠部　正博
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第１１７号

福島県双葉郡大熊町大字熊川字八坂138番地
申立人　有限会社吉田工業運輸
代表者代表取締役　吉田　一己
権利を争う旨の申述の終期　平成23年10月４日
平成23年10月５日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＦＣ15408
金額　110,000円
支払期日　平成23年５月25日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行神保町支店
振出日　平成23年１月25日
振出地　東京都千代田区
振出人　太平電業株式会社　代表取締役社長　高橋　　徹
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第１１９号

東京都東村山市久米川町１丁目34番地34
申立人　株式会社フェア
代表者代表取締役　関　　寛徳
権利を争う旨の申述の終期　平成23年10月４日
平成23年10月５日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＦＣ61746
金額　950,000円
支払期日　平成23年７月15日
支払地　東京都大田区
支払場所　株式会社りそな銀行大森支店
振出日　平成23年３月15日
振出地　東京都大田区
振出人　春日電機株式会社　代表取締役　西川　正幹
受取人　テスコ電子工業有限会社
裏書人　テスコ電子工業有限会社　代表取締役　清水谷勝之
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１２３７号

埼玉県上尾市大字原市4324番地３　リエス東大宮Ａ―202、旧住所埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―17―106
債務者　飯田　一夫（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２８６号

埼玉県川口市上青木６丁目17番７号　エステートＳ．Ｙ202号、旧住所埼玉県川口市上青木６丁目４番10号　エステートピア野崎203号
債務者　菊地　登龍
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８４号

埼玉県川口市大字安行原1401番地の７　フラットヒルズ1102号
債務者　渡邉　　剛
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４３４号

埼玉県志木市館１丁目１番10―502号
債務者　西　　弘喜
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７２号

埼玉県新座市野火止３丁目８番８号
債務者　阿部　勝幸
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係